

第15回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善 京都府地方協議会 議事概要

1. 日時

令和6年3月21日（木）10時00分～11時20分

2. 場所

京都府トラック協会 3階会議室

3. 出席者名

久本 憲夫 京都橘大学経営学部経営学科 教授（協議会座長）

永田 美穂子 京都商工会議所 産業振興部長

（欠席） 一般社団法人京都経営者協会 理事 事務局長

（欠席） 京都府中小企業団体中央会 専務理事

杉本 昌弘 京都倉庫協会 常務理事（代理出席）

齊内 直文 第一工業製薬株式会社 管理本部 総務法務部長

安村 顕 宝酒造株式会社 S C M部長

仁井田 聡 山崎製パン株式会社 京都工場セールス課長

蒔田 良夫 一般社団法人京都府トラック協会 副会長（代理出席）

西畑 義昭 株式会社アースカーゴ 取締役会長

穂山 裕次 全日本運輸産業労働組合京都府連合会 執行委員長

西田 由美子 N P O法人 京都消費生活有資格者の会 理事

阪谷 俊明 近畿経済産業局 流通・サービス産業課 専門職（代理出席）

岸 泰広 京都労働局 労働基準部長（代理出席）

後藤 孝行 近畿運輸局 自動車交通部次長（代理出席）

岡本 昇 近畿運輸局 京都運輸支局長

高野 新 近畿農政局 経営・事業支援部食品企業課長（オブザーバー）

4. 導入と開会挨拶

(事務局)

- ・資料確認
- ・出席者紹介等

(近畿運輸局 自動車交通部 後藤次長)

ただいま、ご紹介いただきました近畿運輸局自動車交通部次長の後藤です。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、当協議会にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、トラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用される2024年4月までいよいよ1ヶ月を切りました。これまで関係省庁で取り組んできた価格転嫁対策と取引環境の改善に加え、昨年6月に「物流革新に向けた政策パッケージ」が取りまとめられ、物流の適正化・生産性の向上に向け、発着荷主企業、物流事業者が取り組むべき事項をガイドラインとして示したうえで、前倒しで取り組むこととされています。

それを踏まえ、ガイドラインの周知や業種・分野別の自主行動計画の年内作成を要請しておりましたところ、2月末までに140を超える荷主企業や業界団体が自主行動計画を作成・公表し、取組を進めているところです。

その他、「標準的な運賃」について、荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分、下請けに発注する際の手数料等も含めて、荷主企業等に適正に転嫁できるよう「標準運送約款」とあわせて所要の見直しを図られているところです。

また、国土交通省では、トラックGメンを設置し、適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請事業者の監視を強化し、「働きかけ」、「要請」等により是正措置を図っております。それにより「標準的な運賃」の実効性を確保し、適正運賃収受を実現し、トラックドライバー不足の課題にも対応できるよう取り組んでいるところです。

さらに、商慣行の見直しのため、ある一定の規模の荷主企業等に物流負荷の軽減にかかる中長期計画の策定や物流統括管理者の選任の義務、多重下請構造などトラック事業の構造的な課題を解決するため、元請運送事業者が実運送事業者に至るまでの運送全体の状況を把握できるよう運送全体を可視化すること、契約条件の明確化のために契約の電子化・書面化することなど「規制措置」の導入にかかる法改正について作業が進められておりましたが、現在、改正案について閣議決定がなされ、国会に提出されたところです。

様々な政策・取組をスピード感を持って実施しているところですが、本日出席されております関係省庁ともさらに連携を強化し、トラック事業者が荷主・元請事業者との運賃・料金交渉、運賃値上げを実現し、コンプライアンスを守り、継続的に事業運営ができるよう、今後とも取り組んでまいりますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

本日は事務局から今後の取り組み等について説明がありますので、委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。

本日はよろしくをお願いいたします。

(京都府トラック協会 蒔田副会長)

おはようございます。本日は会長の平島の代理で参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

今「物流の２０２４年問題」のお話がありましたように、労働時間の上限規制が４月１日から適用されるということでいよいよカウントダウンの段階になりました。

いかんせん運送業界というのは、大きな車から小さな車であったり、宅配や重量物の運送であったり、色々な業態が混在しております。そのため、一筋縄ではいけないということで苦慮している次第です。とはいえ、現在問題としてあげられていることは、以前から議論されていることですので、これを機に勇気を持って取り組んでいく必要があると考えます。

また、今度は「２０２４年度から問題」ということで継続して取り組んでいくということで、委員会を立ち上げた上で事業者を継続してフォローアップしていく「物流革新２０２５プロジェクト」が平島会長主導のもと始まったところです。私自身も業界のために尽力して参りたいと思います。

本日は勉強させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(久本座長)

２０２４年問題は労働時間の規定というものが関わってくるわけで、そこではフォローアップが、特に次年度にかけて重要になってくるのではないかと思います。

世の中では人手不足が叫ばれている中で、春闘で二十数年ぶりというレベルでの賃上げが現実化しています。そういった中で、労働時間の問題もそうですが、やはり価格転嫁の問題が一番重要ではないかと思っています。

政府や世論がこうした問題に対してかなり積極的になってきているという点で、この機を逃してはいけないという気がしています。正当な労働に対しては正当な対価を要求するという点について、社会的にかなり容認されつつありますので、引き続き推し進めていくことが重要ではないかと思っています。

それでは、議題１「取引適正化の推進について」、まずは近畿運輸局からお願いします。

５．議題１について

(近畿運輸局 酒井課長)

資料１ 説明 (省略)

(久本座長)

ありがとうございました。続きまして、近畿経済産業局から説明をお願いします。

(近畿経済産業局 阪谷専門職)

資料２ 説明（省略）

（久本座長）

ありがとうございました。続きまして、京都労働局から説明をお願いします。

（京都労働局 堀課長）

資料３ 説明（省略）

（久本座長）

ありがとうございました。続きまして、京都運輸支局から説明をお願いします。

（京都運輸支局 木原首席）

資料４ 説明（省略）

（久本座長）

ありがとうございました。続きまして、京都府トラック協会から説明をお願いします。

（京都府トラック協会 竹谷常務）

資料５ 説明（省略）

（久本座長）

ありがとうございました。続きまして、協議会の今年度の取組について、事務局から説明をお願いします。

（京都運輸支局 木原首席）

資料６ 説明（省略）

（久本座長）

ありがとうございました。続きまして、近畿農政局から説明をお願いします。

（近畿農政局 高野課長）

資料７ 説明（省略）

（久本座長）

ありがとうございました。本日はご都合が合わずご出席いただけませんでしたが、オブザーバーである公正取引委員会から資料８と参考資料４を頂戴しております。内容としまし

ては、前回ご紹介した特別調査の結果報告と、価格交渉に関する指針の策定についてのものとなっております。

ここまでの説明について、何かご質問等がありますでしょうか。

それでは、議題２の「来年度の取り組みについて」、事務局より説明をお願いします。

6. 議題２について

（京都運輸支局 木原首席）

資料９ 説明（省略）

（久本座長）

ありがとうございました。いま、来年度の協議会の取組について説明がありました。皆さん、色々ご希望等あるのではないかと思いますので、順番にお伺いしていきたいと思います。

（京都商工会議所 永田委員）

会員事業者の中には運輸に関わる方々が多くいらっしゃって、こうした問題にも取り組んでいます。そういったことを他の会員の皆様に周知する手段として、今回の発表の中にもあったパートナーシップ構築宣言があり、商工会でも普及啓発を図っているところですが、京都府下でなかなか手が挙がらない状況です。

一般消費者の方々への周知についてですが、意外に多くの方が２０２４年問題に対する危機感を持っていると感じます。人口減少など社会環境が変わる中、物流への影響が出てしまうことで高い関心があるのではないかと思いますので、思っているよりは周知が進んでいるものと考えます。

（京都倉庫協会 杉本常務）

本協議会には荷主という立場で出席しておりますが、運送業をされている会員の方も多数ありますので、そういう点では運送事業の当事者の立場でもあります。

倉庫協会は、京都府下全社が加盟しているわけではありませんが、行政所管庁などから何らかの情報展開があった際には、随時又は定例会合の場にて、会員の方々に種々の情報展開をしています。来月には監督部署である近畿運輸局の環境・物流課の担当者をお招きして、法改正の概要を説明いただく予定もあります。

１点、協議会事務局へのお願いなのですが、現状の情報展開は、近畿運輸局環境・物流課又は国土交通省から日本倉庫協会に展開されたものを会員各社に周知しているところです。残念ながら京都の協議会の取組の情報等は会議の場でお伺いする以外に頂戴していないと感じますので、何らかの情報発信等を行う際には京都倉庫協会事務局にもお知らせいただければ会員各社への周知等の対応はさせていただきます。

2024年問題は、現在は社会的に認知されていると思いますが、4月が過ぎれば解決するということではなく、スタートラインに立ったところかと思います。その意味では、継続的な取り組みが必要であり、当事者はもちろん消費者の方々にも引き続いて問題意識を持ってもらうために、本協議会を引き続き開催することが必要だと思います。

(運輸労連 樺山委員)

労働時間の問題について、国土交通省だけでなく、厚生労働省や経済産業省、農林水産省のほか、公正取引委員会も加わって、世の中ごとになってきている点を非常にうれしく感じています。

この協議会には当初、労働時間の上限規制適用に向け5年間の猶予が設けられた中で、それぞれの業界で現状を認識しつつ備えようという意味合いがあったと思います。その協議会が今後も継続していくことが決まったことで、今度は上限規制が適用される中で、取引の適正化を進めていくフェーズに入っていくというものと認識しています。

しかし、取引の適正化を進める前提として、上限規制による罰則がしっかり機能して抑止力を持つことが重要です。これにより今までの商慣習を変えていく必要性が認識されて、初めて適正化を進めることができると考えます。

(京都消費生活有資格者の会 西田委員)

私たち消費者は、これまで、物があることや届くことが普通という感覚でした。しかし、最近ではスーパーなどでも欠品を目にするようになりました。おそらく計画的な仕入れを行った結果だと思うのですが、2024年問題に対して受け止めるような状況ができてきたと考えています。

現在、外国人材の受け入れのお話もありますが、現在働いている人たちの労働環境が改善されなければ、たとえ受け入れたとしても同じ問題に直面するのではないかと思います。

(第一工業製薬(株) 齊内委員)

本日いただいた資料を拝見すると、私ども化学業界は価格交渉等の面で比較的進んでいるのかなという印象を受けました。実際に社内からの声として、交渉が活発になっているということを聞いております。

今後しばらくはそのような状況が続いていくと予想されますが、社会全体での動向や進捗状況が見える化されるとありがたいと思います。

(宝酒造(株) 安村委員)

2024年問題に関しては、特に、荷役作業と荷待ち時間への対応が重要であると考えています。それにはメーカーだけではなく、卸売りの皆さんや小売りの皆さんのご意見も聞ければよいのではないかと思います。

(山崎製パン(株) 仁井田委員)

今回も行政の方々から色々なお話がありましたが、お話にあった取組を経て具体的にどのような変化があったのかを検証する必要があるのではないかと思います。検証によってより効果的な取組に向けた取捨選択をしなければ、今後の対策が難しくなるのではないのでしょうか。

また、荷主としての立場から言わせてもらおうと、やはり行政からの指導が一番怖い。ある程度の強制力をもった締め付けは継続していかなければ改善は進んでいかないと思います。

先ほど宝酒造さんからのお話にもあったように、経済産業局の方も出席されているので、流通関係の方にも出席いただくなどしたほうがより効果的ではないかと思いますので、ご検討をよろしく願いいたします。

(京都府トラック協会 蒔田副会長)

先ほど経済産業局の方から、業種別の交渉状況や講習会開催などのお話がありましたが、こういった部分をもう少し詰めていくべきではないかと思いました。

語弊があるかもしれませんが、肌感覚として、良い運送事業者は良い荷主が作るのではないかと思います。対話をしていただける荷主様と良い関係を築けている運送事業者は、2024年問題に対して比較的良好に対処できているように感じています。他方、ほかの運送事業者の仕事をしている下請け事業者になると、まだまだ改善の余地があると感じます。

改善においては、適正な運賃収受を含め、荷主や消費者などの皆様のご協力が必要ではないかと思います。協会としても、各会員への様々な周知を通じて業界が発展していくように進めて参りたいと思います。

((株)アースカーゴ 西畑委員)

難航続きの運賃交渉ですが、「2024年問題」で法令の施行を1週間あまり後に控え、おおむね然るべき回答を頂戴しております。ご当局始め関係諸機関皆様のご指導と、荷主様のご理解ご協力のおかげでございます。

問題は私ども業界の、想像を超えて深刻化する人材不足です。さらなる環境整備と、現業社員のさらなる待遇面の見直しをしつつ、ゆとりある人員確保が最優先課題と考えております。

(久本座長)

ありがとうございました。価格転嫁の進捗はトラック運送が最も厳しい状況にあるという一方で、労務倒産するのではないかという状況にもあるということで、トラック運送が置かれている状況は深刻なものです。

そういった状況は少しずつですが改善しており、協議会としては、わずかでもそのお役に

立つことができればと考えています。

7. 閉会挨拶

(京都労働局 岸労働基準部長)

京都労働局の岸でございます。本日は活発なご議論をありがとうございました。

いよいよこの4月から時間外労働の上限規制、改正後の改善基準告示の適用が始まります。トラック運転者の働き方改革につきましては、つい先日の3月18日付で、京都府下の荷主企業約2000社に対しまして、当協議会から要請文を送付したところでございますが、これまで申し上げて参りましたとおり、トラック運転者の長時間労働の改善をするためには、発着荷主や国民を含めた皆様の問題意識を共有し、相互に協力し、取引慣行を見直すことが必要不可欠であると考えております。

委員の皆様におかれましては、来年度も引き続き取引慣行の見直しに向けたお力添えをいただきたく、何卒よろしくお願いいたします。京都労働局におきましても、引き続き関係機関と連携し、荷主企業や国民全体に対する周知・広報や、荷主特別対策チームによります発着荷主等に対する要請とその改善に向けた働きかけを実施し、トラック運転者の長時間労働の改善に受けて一層取り組んで参りますので、今後ともよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。